

## 第4回

### 埼玉県県南西部交通圏タクシー特定地域協議会 議事概要

平成22年3月26日(金)

10:00~12:00

さいたま共済会館

#### 1. 開会宣言(事務局より)

#### 2. 議事

##### (1) 埼玉県県南西部交通圏タクシー特定地域協議会地域計画(案)について

- 事務局より埼玉県県南西部交通圏タクシー特定地域協議会地域計画(案)【資料2】を説明後、委員より以下のとおり意見等をいただいた。 -

##### (1章、2章についての意見)

###### 【岩崎委員】

- ・地域計画は皆様のご意見を頂き、内容の濃いものになったと感じている。
- ・地域で関われる問題については、目標として掲げながらかなり具体的な内容について記載されている。タクシーの現状、課題について改善に必要なものは、国の制度に関わる部分、タクシーのビジョンに関する部分もあるので、地域だけの問題としてだけでなく、各委員の皆様に持ち帰っていただき、関係部署でさらに検討いただけるとありがたい。

###### 【上岡委員】

- ・全体的な制度、法改正という部分で問題意識を持ち、声としてあげていくことは必要だとのご意見だと思いますが、地域協議会の中で解決に向けた議論は出来ないのご理解をお願いしたい。

###### 【吉田委員】

- ・P4 「取り組みの方向性」について、「目標達成状況について検証・評価する」とあるが、個別の事業者を検証・評価するのか。
- ・「地域計画に定める目標実現の協力を要請する」とは、誰が、どのように協力要請するのか。
- ・地域計画に従わない場合は、どのような形で監査などを行うのか。時期等を教示願いたい。

###### 【上岡委員】

- ・検証・評価は、タクシー事業者が特定事業計画を申請するわけだが、その申請状況等について情報を収集・分析し、協議会において内容を提示しご意見等をいただくことになると思われる。
- ・合意をしていないタクシー事業者については、ご理解をしていただくよう説明し、協議会として地域計画の通知をする。基本的な作業は国が行うが、協力要請を根気よく実施していくこととなる。
- ・法令上は、合意した方は特定事業計画を実施しなければいけないとなっているが、合

意しない方はないので、理解を求めていくことになる。

【市川委員】

・「個々に要請」とは、端的には行政からの圧力がかかるのか。

【上岡委員】

・圧力ではなく、合意しない方には行政側としても新法の主旨等の話をし、理解を求めるものである。

【市川委員】

・事業計画はオープンという話だが、具体的な名前までか、数までか。

【事務局】

・おそらく個々の会社名までは公表しないと思う。数や実施されている特定事業計画の内容についての公表になると思われる。

【吉田委員】

・特定事業計画の認可は、仙台などは減車を盛り込まなければ認可しない、と言っている。5両の事業者が減車すれば採算ベースに合わなくなるが、それでも求めるのか。

【上岡委員】

・特定事業計画と事業再構築はセットでなければならない、というわけではない。個々の事業者が判断することとなる。地域計画には供給過剰状態の解消という部分があるので、これを充分加味したうえで判断していただくこととなる。

【安田代理】

・特定事業のなかで、会員であっても合意できない、ということがあると思うが。

【上岡委員】

・特定事業計画は、全部を入れなければならない、というわけではなく、事業者の事情で選択するものである。できないものを出すということではないので、この中からできる限り多くのものを選択することとなる。

【須田委員】

・特定事業計画は地域計画にないものは、申請できないのか。

【上岡委員】

・特定事業計画の申請は、この中から選んで申請するが、個々に個別に行うことを否定するものではない。

【須田委員】

・特定事業計画になれば、国からの支援はあるのか。

【上岡委員】

・国土交通本省で検討しているが、今の段階では分からない。

(3章についての意見)

【岩崎委員】

・P13 について、「観光立国実現に向けての取組み」に「観光タクシー乗務員講習会の実施」とあり、P6 「タクシー運転者のサービスレベルの向上」を受けての特定事業だと思うが、観光タクシー乗務員講習会とは、「観光」タクシー乗務員講習会か、又は「観光タクシー」乗務員講習会かで、ニュアンスが異なってくると思う。

【事務局】

・観光タクシーを行う事業者が観光タクシーの運行を行うための講習、ということにな

と思う。

【岩崎委員】

- ・地元でも観光タクシーのコース設定は難しい、と思われている。西部地域で観光で川越以外となると難しいところがあり、何か観光にまつわる事業を出来ないかと考えているが、違う意味での事業を考えていきたい。

【須田委員】

- ・特定事業計画の内容は、変更できるのか。

【上岡委員】

- ・協議会で審議すれば可能である。もし、他にあると言うことであれば、今ご発言頂きたい。

【須田委員】

- ・子育て支援、特タクポイント、陣痛119番、パパママショップサービス、防犯カメラ導入、本社に待機場所整備等の取り組みを行っているが、これらを特定事業に追加してもらえるか。

【事務局】

- ・陣痛119番等は、子育て支援に含まれるのでは、または救急タクシーということで加えることは可能と思うが。

【吉田委員】

- ・妊婦は子育てでよい、とのことだが、妊婦は移動制約者であるので、子育てタクシーとは違うのではないか。

【事務局】

- ・「子育て」の前に「妊産婦」を入れることもできると思う。

【上岡委員】

- ・東京では「妊婦支援タクシー」となっているので、追加することについては支障ないものと考えられる。

【上野委員】

- ・救急タクシーは、特定事業に入ると誤解を招き、スピードを上げて走ってくれるものだと思われる。救急とはどういう事をするのか。
- ・P12 その他の事業に「タクシー運転者に対する暴力行為防止に関する取組み」とあるが、実施主体等に警察は入っていないのは如何か。
- ・環境問題では、駅待ちアイドリングストップの実施主体等は、事業者は1者ではなく、5、6者入っており、「地域会」が実施しているが、法人協会の括りで良いのか。

【須田委員】

- ・救急の処置で初期対応をするよう、講習会を行った。あくまでも補助であるが、緊急時に初期対応をすることとなる。

【上野委員】

- ・救急の初期対応は、「AED搭載車の導入」とすれば良いのではないか。

【上岡委員】

- ・特定事業はできる限り取り入れる方針であり、「AED搭載車の導入」であれば支障ない。

【事務局】

- ・P12 その他の事業の「タクシー運転者に対する暴力行為防止に関する取組み」に

については、初めての取り組みであり、まず事業者が取り組み、その結果を踏まえて、警察や自治体に申し入れたいので、理解願いたい。

- ・アイドリングストップについては、単独ではできないため、協会が主体となり、取りまとめに努力したい。

【上野委員】

- ・特定事業計画として、申請しても良いのか。

【事務局】

- ・その他事業は、申請はできない。特定事業からの選択になる。

【福島委員（今井代理）】

- ・安全運転講習は、県警交通企画課で行っている。春の交通安全運動は、スタントマンも使って実施している。申請してもらえば、実施することができる。

【吉田委員】

- ・特定事業計画の認定は、目標の早期達成が必要と考えるが、時期は考えているのか。

【上岡委員】

- ・何時までに、という話は今できないが、できるだけ速やかに行うよう、業界にも働きかけたい。

【事務局】

- ・本日の確認であるが、特定事業に「妊婦支援タクシー」と「AED搭載車の導入」を追加することで地域計画を修文することで良いか。

異議ありとの発言、反対の意見の発言はなし。

【上野委員】

- ・地域協議会は、今後も継続して開催されるのか。また、いつ頃まで続くのか。

【上岡委員】

- ・3年間は継続される。開催は会長判断で行うこともあれば、委員の要請で行うこともある。

【吉田委員】

- ・計画を皆さんが取り組んでいただいたうえで、3年間で労働条件が改善されなかった場合、どのように地域協議会は活動してゆくのか。

【上岡委員】

- ・第一に、特定事業、その他の事業の検討を促進してゆきながら、地域計画に合意していない方にもご理解して頂くよう努めるが、手法については、今の段階では分からない。

【吉田委員】

- ・辻本副大臣が、地域計画を実行しても実態が表れなければ、法律の付帯決議を一つ一つ実行すればよい、との発言があったが、どのように考えているか。

【上岡委員】

- ・地域計画が作成された後に事業が確実に実施できるよう、また、理解してもらえるよう、協議会としては活動していきたい。付帯決議の実施については国土交通本省でも積極的に検討していると認識しているので、それらの状況を踏まえ報告していきたい。
- ・それでは地域計画案について、ただ今より議決させてもらいたい方がよろしいか。議決にあたり、設置要綱を事務局から説明します。

事務局から設置要綱の第5条第9項(3)について説明。

また、欠席委員については、事前に計画案について承認いただけることを確認している旨報告。

【上岡委員】

- ・設置要綱の議決の要件のなかで第5条第9項(3) ですが、タクシー協会で、あらかじめ会員事業者の皆様から委任状をもらっていると聞いている。提出されている委任状が地域の車両数の過半数になっているか、確認したいと思います。

【タクシー協会・高原専務】

- ・各会員の委任状は過半数を超えていることをご報告します。

【上岡委員】

- ・設置要綱第5条第9項(2) は満たされていることを確認しました。それでは、委員の皆様、本日の意見を反映、修正した地域計画案の承認について、議決を行いたいと思います。この地域計画案につきましてご承認いただけるかたは挙手をお願いいたします。

全員が挙手

- ・ただ今の挙手をもって、全員が本案に賛成との議決をいただきましたので、本案を全会一致で埼玉県南西部交通圏タクシー特定地域協議会の地域計画としてさせていただきます。

委員から拍手。

- ・事務局から、何か連絡事項はありますか。

【事務局】

- ・本日の議決を踏まえ、法第9条第5項の規定に基づき近々に協議会としまして、会長名で公表し、埼玉運輸支局のHP上で公表したいと考えております。
- ・また、法第10条第2項の規定に基づきまして、実施主体とされた者以外の者に対しまして、当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することといたします。
- ・今後は、タクシー事業の現状について把握、分析を行うとともに地域計画に定められた目標の達成状況について検証・評価を行うこととなりますが、要綱の第5条10項において「協議会は地域計画作成後も定期的を開催することとする」となっており、次回の協議会の開催につきましては、今後の特定事業計画の進捗状況等を踏まえまして、開催のご通知を差し上げたいと考えております。
- ・提案のあった地域計画の修正については、事務局に一任願いたいと思います。
- ・行政といたしましても、タクシー事業者に対し、本地域計画に定められた事業の推進に向け積極的に対応して参りたいと考えております。

【上岡委員】

- ・本地域計画は本日の議決を経て成立の運びとなりましたが、この地域計画に基づいて、今後は特に、タクシー事業者の皆様におかれましては、特定事業計画を作成、認定を

- 受け実施に移していくこととなりますが、本法律及び本地域計画の主旨を十分にご理解の上、地域計画に定められた事業の推進に努めて頂き、埼玉県南西部交通圏におけるタクシー事業の適正化、活性化に取り組んで頂きたいと強く思う次第であります。
- ・特定事業計画については、進捗の度合いを確認していくということが重要になりますので、会員の皆様にはリーダーシップを発揮していただき、地域計画が実のあるものとなるよう、ご協力願いたいと思います。
  - ・委員の皆様方におかれましては、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。進行を事務局に返したいと思います。

**【事務局】**

- ・今後も引き続きご協力お願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

**【配布資料】**

議事次第

委員名簿

配席図

資料 1 第 3 回埼玉県南西部交通圏タクシー特定地域協議会議事概要

資料 2 埼玉県南西部交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（案）

以上